

2011. 3. 9 第149号

ワーキング・ウーマン
〒464-0092 名古屋市千種区
茶屋が坂 2-6-B-805
(052)842-2739(内藤)
留守番電話・FAX
http://www008.upp.so-net.ne.jp/w_woman/

♀W・Wニュースは隔月発行です
申込先 〒振替 00870-4-10024
ワーキング・ウーマン
年間購読料 4000円

ワーキング ウーマン



WORKING WOMAN
男女差別をなくす愛知連絡会

2011年もワーキングウーマン!

<今号のもくじ>

- * **2011年間スケジュール** …1
- * **報告：キャリアバンキング** …2
- * **ロビーイング報告/同一価値労働同一賃金** …3
- * **館長雇止め・バックラッシュ裁判報告…4**
- * **報告：非正規労働の均等待遇を考える** …7
- * **映画評：「未公開映画祭」** …8
- * **映画：マイベスト10** …10
- * **資料室/ミニコミ** …11
- * **情報・じょうほう** …12



* 次回事務局会議は 3月14 日(月) 18:30から @東海ジェンダー研



2011年 年間スケジュール



今年度は

- ① 同一価値労働同一賃金をどう立法化していくか
- ② 愛知県知事に対する公開質問状の検証
- ③ 男性の育児休業促進
- ④ キャリアバンキングの推進

を重点に活動を行っていきます。

②についてはワーキングウーマンの働きかけにより、民主党かしわぐま光代議員が知事に質問をし、女性副知事登用の答弁を得ています。・・詳細は以下をご覧ください。

<年間計画>

- 4月～5月 例会：同一価値労働同一賃金をどう立法化するのか（仮）
- 7月：「働く女性のカフェ」市場経済に頼らない関係作り
市民バンクとキャリアバンク 円から縁へ（仮）
午前中はキャリアバンキング講座「節約生活のすすめ」を開催
- 8月：夏合宿
- 9月：キャリアバンキングフェスティバル
- 12月：年末パーティ

また会員間のつながりを深め、広げていくために、④キャリアバンキング活動の推進を行います。詳細は次ページをご覧ください。

****女性副知事登用について、県会で質問****

ことし2月に行われた愛知県知事選で、ワーキングウーマンは知事候補に対し5つの項目について公開質問状を出しました。

ワーキングウーマンでは順次、公開質問状回答の内容について検証していく予定ですが、

このうち、一番目の女性副知事登用の件について、2月県議会で質問してほしいむね民主党に求めておりましたが、3日の一般質問で、かしわぐま光代議員（民主）がとりあげました。

がしわぐま議員は、ワーキングウーマンからの公開質問状を紹介したうえ、大村知事の「女性副知事を登用する」という回答の実現をただし、知事は実現を確約しました。

生中継および録画を下記から見るができます。

<http://www.pref.aichi.jp/gikai/tyukei/index.html>



お時間があればぜひご覧ください。

2月11日、キャリアバンキングフェスティバルを開催しました

2007年からスタートしたキャリアバンキングは、今年で5年目です。

ワーキングウーマンの会員のみなさんは、たくさんものを持っています。20年30年と続けたキャリアから得た知識や技能、いよいよ退職の時期を迎えて、自由になったたくさんの時間を持っている人もいます。仕事のかたわら励んだ趣味や道楽も、それはもう素人とは言えないような技の域まで達している人もいます。そしてなんといても女のための人生、女のための社会を作りたいという共通した価値観を持っています。これを生かさないと手はない、そんなみんなの持っているキャリア(技能・時間)をお金ではない、地域通貨ならぬコミュニティ通貨(フェミ)を使って交換・流通させようという試みがキャリアバンキングです。

成立当時は留守番・花活け・窓ふき・パソコン指導・大阪弁指導など個人と個人でのたくさんのやり取りがありました。また「映画」「雅楽」「女性の体」「老後問題」など講座を開催したり、上映会を持ちました。しかしここ1・2年は次第に限られた人同士の交換ばかりとなり、なかなかたくさんの人に広がらないことが問題になってきました。

そこで、これはやはり顔と顔を合わせて、互いをもっと知りあって情報を伝え合うことが必要なのでは、ということになり、キャリアバンキングフェスティバル(フェミ祭)を開催することになりました。

2月11日 12時から金山のジェンダー研をお借りして、13名が集まりました。食事はWWの会員の方の息子さんの、京風創作料理のケータリングです。1000円

+1000フェミとは思えない、見た目も味もボリュームも大満足な料理を前にまずは乾杯、一気にテンションアップ。おいしいものは、人を幸せにそして饒舌にしてくれます。

その後みなさんから、今まで使った経験やこれから使ってみようなど話していく中で、さっそくいくつかのフェミ交換プランが出てきました。やっぱり直接会って話すとて大切ですね。

○決定事項

1 フェミ交換の方法

今までのノート記帳方法に替えて紙幣方式とします。今年の年会費を払っていたら、4000フェミをお送りします。財布に入れて持っていてくださいね。

2 キャリアバンキングフェスティバル

半年に1回程度開催する。次回は9月18日予定。

3 キャリアリストに大まかな住所(〇〇区・〇〇市など)を記入。

4 新しいキャリアリスト 今回新しく会員になった方の分を入れた新しいリストを送ります。(登録者のみ)

○新企画:誰でも参加できます。参加お待ちしています。

■1 フェミ初歩英会話・・・初歩英会話の練習です。上級者は参加できません。

講師 池山みゆきさん(高校英語講師)

日時 月一回随時

次回 4月16日(日)14-16時

場所 ジェンダー研(金山)

参加費 500フェミ+500円

条件 昼食1品持ち寄り簡単な英会話文準備

■2 話し方指導

・人前でうまく話すポイントアドバイス

講師 高野史枝さん

日時 3月16日(水) 15時～17時

場所 ジェンダー研(金山)

参加費 500円+講師交通費実費÷人数

■3 節約生活の知恵 …上手な節約生活の知恵をセミナーで学びます。

講師 広田福世さん

日時・場所など未定

■4 ひとり語りを聞く会+シフォンケーキと漬物 農産物販売会

日時 4月28日(木) 午後5時～

場所 坂 喜代子邸

参加費 3000円+実費+500円(予定)

■5 第2回 キャリバンキングフェスティバル…今回に続く第2弾

日時 9月18日(日)(予定)

場所 ジェンダー研

詳細 未定

上記の企画に参加ご希望のかたは、三輪またはww事務局までご連絡ください。

(三輪 メール lunlun0127617@yahoo.co.jp)

同一価値労働同一賃金法制化に向けて ～WW ロビー活動報告～

WWは、同一価値労働同一賃金等の実現のため、地元国会議員や労組、他団体等との話し合いを続けていますが、去年の11月28日には、民主党の中根康浩議員(厚生労働委員)を訪ねて岡崎市の事務所にきました。

しかし、この日は残念ながら連絡の行き違いで議員に会えず、たまたま事務所におられた秘書の方にWWの考えを話し、議員に伝えていただくようお願いをしました。

そして、1月16日は、女性国会議員ということで民主党の山尾しおりさんの事務所を訪ねました。その様子については、下記の三輪さんの報告をお読み下さい。

さて、同一価値労働同一賃金の法制化については、日本政府は一貫して労基法第4条に含まれていると言っていますが、歴史的に見ても運用面をみても、含まれていないのは明らかで、ILOや女性差別撤廃委員会から指摘され続けてい

ます。

もし、含まれているなら、明文化することに何ら問題はないはずですから、第4条をわかりやすく改正すればいいのではないのでしょうか？

これについては、来年度重点的に取り組みたいと思っています。

今後のロビー活動は未定ですが、随時連絡をしますので、皆さん是非参加をお願いします。(0)

■報告■

1月16日 吹雪・極寒(言い過ぎ?)の中、山尾しおり議員の事務所にってきました。

奥田・内藤・富田・三輪の4名です。

9時45分に瀬戸線三郷駅に集合してから、徒歩5分。幹線道路に面した、広くて明るい事務所でした。

山尾しおり議員は、今月5日に第一子を出産したばかりということで、残念ながら会えなかったのですが、かわりに秘書の木村典子さんに会ってきました。

記

山尾議員は現在36歳 初めての出産ということです。

山尾議員は東大法学部卒、司法試験に合格、検事職にあるとき 「弱い立場の人の声を代弁したい」と民主党から立候補。

色紙に書く文字は、「闘」だそうです。

実際に会っていないので、ちょっとどんな人なのか、想像できないのですが、女性で、闘う決意を持った議員なようなので、ぜひ期待したいところです。

とりあえず、WWのこれまでの活動、理念などを説明し、今 山尾議員に期待していること、

① 同一価値労働同一賃金の法制化

② ILO未批准条約の批准

のために尽力していただきたいということ伝えてきました。

山尾議員は、現在 幹事長補佐で厚労関係を受け持っているとのことですが、実際の要望が県連経由で上がってくるのを、集約するのが仕事だそうです。

私たちの要望は県連経由でいくという話しではないので、直接こんな要望があったことを、本人に伝えるということ、今後もニュースや、情報交換することなどを了解しました。

秘書の木村さんは、元教師だそうですが大変丁寧に対応していただきました。

山尾さんはこれからしばらくは産休でお休みし、その後は統一地方選で

忙しくなるので、実際の国会での活動は、今すぐは期待できないとのことでしたが、長く働きかけを続けることが大切だと思いました。(三輪)

原告三井マリ子さんが昨年大阪高裁で逆転勝訴した「館長雇い止めバックラッシュ裁判」

は、豊中市と財団が上告し、最高裁の判断が待たれていましたが、このたび上告が棄却されました。高裁裁判長は、バックラッシュ勢力の横暴で陰湿な攻撃の内容を詳しく認定し、攻撃に対して毅然と対峙して男女平等を推進してきた三井マリ子さんを、攻撃に屈して財団から排除したことを、人格権侵害で不法行為にあたると思いました。(以下三井さんからの喜びの声)

■豊中市と財団の上告を棄却するという「最高裁決定」を受けて

豊中市は、男女平等を進めるセンターの館長の私に、職場情報を知らせず、その一方で、「本人は辞めることを承諾している」とデマを流して、私の首を切りました。こんな仕打ちを、高裁は、「人格権の侵害」として断罪し、それを最高裁が認めたのです。陰湿で無礼な首切りは、犯罪的行為と決まったのです。訴訟に費やした7年間でこれで報われました。今晚から、ぐっすり眠れます。弁護団と支援者の皆さんお一人お一人と抱き合いたいと思います！

2011年1月24日 三井マリ子(とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ初代館長、原告)

館長雇止め・バックラッシュ裁判 最高裁勝利後

賠償金は150万円と低額で、弁護士費用に当てるために「働く女性のための裁判基金」から借りた金額にも満たないものです。雇止めも「公務員の特別職に準じるから認

められない」というものでした。それでも、勝利は勝利！です。地方公務員の分限を越えた行為を「人格権の侵害」と認めました。時代遅れの家父長的家族システムにしがみつくバックラッシュ勢力におもねる地方自治体(豊中市)の一連の行為を「人格権の侵害である」と最高裁が認定した事実は重いものが

あります。

この勝利判決を今後に生かすため、ファイトバックの会の活動は今も続いています。

下記、公開質問状を菅総理および与謝野男女共同参画担当大臣あて、送付しました。返答期限は世界女性デーの3月8日です。また、地元の「すてっぷ裁判を考える豊中市民の会」は、坂本・木村両市議と協力して、豊中市の責任追及に乗り出しています。

また、5月21日(土)には、豊中市男女共同参画推進センター大ホールにて、島尾弁

護士と、意見書提出によりこの裁判を勝利へと導いた早稲田大学大学院教授の浅倉むつ子さんをお招きしての「勝訴を祝う会」を予定しています。祝いの会なので、とっておきの趣向が用意されています。なんと、浅倉教授がピアノを演奏されるそうです。その演奏に歌がつくのか、歌に演奏がつくのかはさておき、歌うは三井さんのパートナー大熊一夫さん。みなさん、是非ご一緒にこの勝利を祝ってください。(お)

館長雇止め・バックラッシュ裁判の最高裁決定に基づく公開質問状 2011年2月15日

内閣総理大臣 菅 直人 様

館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会 代表 上田美江、副代表 木村民子

最高裁は、本年1月20日、「館長雇止め・バックラッシュ裁判」について、被告豊中市及びとよなか男女共同参画推進財団の上告・上告受理申立てを棄却しました。その結果、高裁での勝利(別紙「朝日新聞」参照)が確定しました。この裁判は、全国公募でとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ館長に選ばれた三井マリ子さんが、市と財団による雇止めを不当とし、提訴していたものです。

雇止めの背景には、市の男女共同参画推進条例に反対していたバックラッシュ勢力(男女平等推進に反対する動き)の市議会議員らによる市や財団への圧力がありました。市はこの条例制定過程で三井館長排斥の密約を交わし、隠蔽工作を図り、情報操作、虚偽情報の流布、悪質なデマの放置等を行った末、三井さんを雇止めしたのです。

大阪高裁の塩月秀平裁判長は、判決で、「反対の勢力による組織的な攻撃が行われており、その方法は、直接的に反抗することのできない被控訴人らの職員に畏怖感を与えるような行動に出たり、嫌がらせを行ったり、虚偽に満ちた情報を流布して市民を不安に陥れたりするなど陰湿かつ執拗であった……」(p34)など、バックラッシュ勢力の横暴で悪質な言動を驚くほど詳細に認めました。日本の裁判では

初めてのことです。

その上で判決は、豊中市らの違法性について記しています。残念ながら公務職に準ずるとされ、雇止め自体の違法性を認めさせることはできませんでした。しかし、その雇止めに至る経緯に違法性があると認めたのです。判決の核心部分は次です(p36)。

「被控訴人財団の事務局長および同被控訴人財団を設立し連携関係にある市の人権文化部長が、事務職にある立場あるいは中立であるべき公務員の立場を超え、控訴人に説明のないままに常勤館長職体制への移行に向けて動き、控訴人の考えとは異なる事実を新館長候補者に伝えて候補者となることを承諾させたのであるが、これらの動きは控訴人を次期館長には就かせないとの明確な意図をもったものであったとしか評価せざるを得ないことにも鑑みると、これらの動きにおける者たちの行為は現館長の地位にある控訴人の人格を侮辱したものであるべきであって、控訴人の人格的利益を侵害するものとして不法行為を構成するものというべきである。」

私たちは、この判決を受けて、日本の男女共同参画推進行政のトップにある菅直人内閣

総理大臣、並びに与謝野馨男女共同参画担当大臣に以下の質問をいたします。

1 女性差別撤廃条約批准後、4半世紀余りがたちました。2009年8月、国連の女性差別撤廃委員会は、同条約の実施状況について、日本政府に、「委員会は締約国において男女間の不平等が根強く存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する『バックラッシュ』が報告されていることに懸念を有する。」(29項)と通達しています。そして、「条約第5条で要求されている女性と男性の役割や任務に関する文化の変革を推進するよう」(30項)勧告しました。

一方、本裁判で認められたように、バックラッシュ勢力は、各地の議会内外で、陰湿で組織的な攻撃を繰り返しています。そのような圧力に毅然と対峙して、男女共同参画社会への具体策を進めるのが、行政の責務です。しかしながら、そうした圧力に屈して男女共同参画推進を誠実に進めてきた男女平等推進拠点の館長を放逐したのが今回の事件です。豊中市は不法行為をしたと断じられましたが、男女平等を後退させるような自主規制的動きをしている地方公共団体は、全国に数多くあります。

女性差別撤廃条約批准国の首相と主務大臣は、地方公共団体に対して、バックラッシュ勢力に屈せず、この条約を遵守し「女性と男性の役割や任務に関する文化の変革を推進するよう」、強く働きかけるべきと考えます。見解を伺います。

2 男女共同参画社会基本法ができて10年以上たちました。その前文には、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と明記されています。その9条には地方公共団体も「実施する責務がある」と明記されています。しかし、高裁裁判長に提出された全国からの「陳述書」には、推進拠点施設もない、条例も行動計画もない、

女性議員はいない(全自治体の約4分の1は女性議員がゼロ)、DV(夫からの暴力)やセクハラの実態調査もしていない、正職員以上に働いても格差がひどい、非常勤ゆえ育休もとれない……など惨憺たる女性の現状がつづられています。下記HPに一部公開されていますので、ご参照下さい。

http://fightback.fem.jp/koso_tinjiyutusyo_mokuj_i.html

すなわち「21世紀の最重要課題」だと法は唱えても、現場にその気はないのです。地方公共団体の現場にその気を起こさせるよう、積極的方策を尽くすべきと考えます。見解を伺います。

3 男女雇用機会均等法ができて4半世紀余りたちました。しかしながら、非正規雇用者約1700万人の7割は女性であり、期間満了での雇止めが一方的に行われている例は多々あります。この現状において、「侮辱的な雇止めは人格権侵害による不法行為である」とされた本判決には極めて大きな意義があります。しかも国、自治体の非常勤職に準ずるとされた事案での労働者勝訴は非常に珍しく、働く者にとって大きな励みになります。

その一方、公務職に準ずるとされた結果、「その実績から次年度も継続して採用されるとの職務上の期待感も有していた」(p38)にも関わらず、雇止め・不採用の不法行為は認められないという、重要かつ深刻な課題を残しました。

非正規職の7割が女性という雇用実態は、実質的女性差別すなわち間接差別にあたります。政府は、非正規職の持つ問題の実態調査をし、その問題点を把握・公表し、解決に向けて積極的に取りくむべきです。見解を伺います。

以上3つの質問に対し、3月8日(国際女性デー)まで文書で下記にお答えいただきますよう、お願い申し上げます。

東海ジェンダー研究所講演会

「非正規雇用労働者の均等処遇を考える」

2月5日(土)、
名古屋都市センター

にて、東海ジェンダー研究所の賛助会員のつどいとして開かれました。講師は、かねてより男女の賃金格差や正規非正規の格差是正等均等待遇に尽力されている元国会議員で労働法の専門家でもある大脇雅子弁護士。派遣労働とパート労働を中心にお話されましたが、パート労働者の当事者として均等待遇を目指してきた私と同様、ライフワークとして長年、弁護士の立場で均衡処遇を訴えてこられたことに、尊敬と感動を新たにしました。

以下は、大脇雅子さんのお話。

まず、非正規労働者の現状認識として、パート労働者の場合は、企業と直接雇用の契約であるが、派遣は間接雇用である。契約社員やアルバイト、非常勤、臨時職員という雇用形態もパートや派遣と同様に不安定な働き方である。また、公務における非常勤職員は50万人を超えているといわれる。弁護士として偽装派遣の問題も取り扱っているが、外国人研修生は日給300円で働いている例があるし、派遣切りにあった労働者は、路上に放り出されている。このように非正規雇用で働く労働者は、法律上の権利を行使できない現状があり、それが多くのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを生み出すことに繋がっている。

日本では一度、非正規労働者になってしまったら、正規労働者へ戻ることができない社会になっている。また、このような急激な非正規労働者の増加は、経団連(旧日経連)が戦略として打ち出した「新日本の経営」に基づくものである。現状を打開するには、有期雇用法規制の強化が必要になっている。一方、正社員は、長時間労働と過密労働によってメンタルな病を抱えた労働者が増えている。女性は、出産・育児・介護などの家族的責任をかかえて働いており、この問題を解決するには、

「労働時間を労働者が決める自己決定権」が必要で、人生のライフステージに合わせて働き方を選択できるILOのめざすディーセント・ワークが実現する社会が必要である。つまり、人間らしい生活が継続的に営める人間らしい働き方、自由と公正、良質な雇用が保障されることが求められている。

派遣労働は中間搾取される働き方で、スポット派遣などのドラスティックな現象が社会問題になった。民主党も派遣法抜本的改正を主張していたが、審議がストップしたままになっている。フランスやドイツの派遣は、専門職のみで限定的な働き方になっている。

2007年の改正パート法施行から3年後の雇用管理の見直し(ものさし基準作り)が、今年になっており審議が始まった。しかし、審議委員のメンバーは、政権が変わったにも関わらず自民党時代の学者のままである。これでは見直しを検討するといっても期待はできない。正社員と職務がほとんど同じで人材活用の仕組み等も同じ短時間労働者の有無については、予想どおり改正パート労働法第8条の3要件に該当する短時間労働者がすべての短時間労働者に占める割合は0.1%であった。パート法は、パート議連を作って立法をめざしたが、官僚に閣法を作らせたほうが早道だったのでないか。非正規労働者の均等処遇に向けて有期雇用の規制、派遣法の規制、パートの差別禁止の実現、同一価値労働同一賃金の原則、正規労働者への転換、社会保険加入、最低賃金の確立が必要。さらに配偶者控除の廃止など性に中立な税制も考えなければならない。(文責 坂喜代子)

川上さん感想

●怒りのドキュメンタリー

どうやらアメリカでドキュメンタリー映画ブームが起きているらしい……という事を、今回名古屋シネマテークであった『リアル！未公開映画祭』の9本の作品を観て初めて知った。(東京ではテレビで30本以上を有料配信。そこからセレクトし、劇場用にした9本のドキュメンタリー映画)

よく行く『山形ドキュメンタリー映画祭』では、アメリカのドキュメンタリー作品はフェミニズム系のものしか見かけたことがなくて「アメリカの映画セーネンは、金にならんとドキュメンタリーには興味がないんだな」と見くびっていたのに、なんなの？この突然のブームって。

ここ4～5年前ぐらいから始まったアメリカでのドキュメンタリー映画製作ブームの原因には

- (1) デジタル・ビデオの技術躍進と普及(簡単に撮れる)
- (2) マイケル・ムーア監督の成功(ドキュメンタリー映画も金になる)の2つと同時に
- (3) ブッシュ政権の暗黒面の噴出が大きい……というのがアメリカ在住の映画評論家、町山智浩の分析。納得できる。「権力への怒り」はドキュメンタリー映画製作の重要な要素だ。確かに日本から見ても、イラク政策の失敗、新自由主義経済の貪欲とリーマンショック後の経済危機の放置など「ブッシュ、デタラメやってないか？」と不安だったものね。そりゃ映画で告発したくもなるはずだ。

それにしても『未公開映画祭』で見たアメリカの状態は想像以上にヒドかった。

ほとんどビョーキだよ。

対談集『松嶋×町山 未公開映画を観る本』(集英社刊)の中で、「迷言天然女王」こと

松嶋尚美(お笑いコンビ、オセロの一人)は、映画を観るたび、「ありえへん」「めっちゃめっちゃ」「やらしーわ、バチあたれ！」「いややああ」等の実感みなぎる発言で場を盛り上げる。こんな彼女のセリフを借りて、映画の紹介をしてみよう。

●「あかん、あかん」

・『ジーザス・キャンプ～アメリカを動かすキリスト教原理主義～』(06/ハイディ・ユイイング、レイチェル・グレイディ)

キリスト教原理主義者(福音派)は、アメリカ全土に1億人近くいる。その家庭の子どもたちの中には、「学校は聖書と違うことを教えるからダメ(たとえば進化論)」と、学校に行かせてもらえない子もいる(およそ60万人)。

福音派の子弟が参加するキャンプでは、牧師が中絶反対を説き、同じく福音派のブッシュを奉り、強硬な保守派のサムエル・アリートが連邦判事の座に着くように祈る。説教に陶醉して、笑い、涙する子どもたち。その中の何人かは活動家になっていく……。松嶋「アメリカ動かすて…大きいとこ動かすな。」

・『ビン・ラディンを探せ！～スパーロックがテロ最前線に突撃！～』(08/モーガン・スパーロック)

ビッグマックを食べ続ける映画「スーパーサイズ・ミー」の監督が、前作同様自分が主役になり「オサマ・ビン・ラディンはどこにいる？」と尋ねつつイスラム諸国を駆け巡る。果たして彼らはブッシュが言うような「テロリスト」だったのか？スパーロックは行く先々で「独裁政権を守っているのはアメリカだ」と怒る人々に出会う…松嶋「よ一嫌われてるよね、アメリカ。」

・『クルード～アマゾンの原油流出パニック

～』(09/ジョー・バリンジャー)

1970年代からアメリカの石油会社テキサコによる油田開発が行われてきた南米エクアドルの熱帯雨林。処理してない廃棄物の投棄によって、川の水は汚染され健康被害は深刻化した。1993年、3万人のエクアドル人によってテキサコへの訴訟が起き、訴訟はテキサコを買収したシェブロンに引き継がれた。

裁判費用はアメリカの顧問弁護士が負担しているが、シェブロンの裁判引き伸ばし作戦で借金はふくらんで行く…松嶋「やっぱりお金儲けする人ってなんか腐ってるな。」

このほかにも『フロウ～水が大企業に独占される～』(発展途上国の水事業を「民営化」の名のもとに乗っ取る大企業…松嶋「しょぼいことするなあ。」)

『ステロイド合衆国～スポーツ大国の副作用～』(マッチョ信仰の強いアメリカでは「最強の自分」を作るため、ホルモンのステロイドを常用する人間激増…松嶋「ズルやんな。」) 『ビーイング・ボーン～脅威のアメリカ出産ビジネス～』(アメリカの病院や医療保険のビジネス化によりアメリカの医療はゆがんでいる。産科医師は金儲けのため、不必要な帝王切開や陣痛促進剤を使うので、かえって妊婦の死亡率が高くなっている…松嶋「それ、あかんて。」)

●ビョーキは回復するか

『未公開映画祭』で公開されたどの作品にも、「ブッシュの爪あと」がクッキリ残っている。政教分離の原則もなんのその、超保守的なキリスト教原理主義者を取り込んで大統領選に当選し(『ジーザス・キャンプ』)、9・11後にはイラクに侵攻して世界中にイスラム憎悪の悪しき種を撒き散らし(『ビン・ラディンを探せ!』)、石油や水業界

が儲かる「環境政策」を推し進め(『クルード』『フロウ』)、国民に必要な健康保険制度は実施しなかった(『ビーイング・ボーン』)。アメリカ国民(特に中産階級以下)のことなど一片も考慮せず、自分の属する資産家階級のためだけに政治を私物化したブッシュによって、アメリカは手ひどく喰い荒らされたことがよく分かる。日本への影響も大だった(松嶋「迷惑やわー」)。その間、たいした告発もせず唯々諾々とブッシュの言うことをそのまま報道していたマスコミにも、かなりの責任があると思うな。アメリカびいきの人はよく「アメリカにはひどい事も多いが、それがキチンと報道される。言論の自由が保障されている」というけれど、それは買い被りだな。保障されてたってそれを使いこなさなきゃ意味ないし。1970年代のウォーターゲート事件(*)ごろまではそうだったかも知れないけれどね。松嶋「アメリカって、自由で進んでる国やと思ってたけど、進んでないねー!。」

しかしこうしたドキュメンタリーが作られ公開され始めたのは、「ビョーキ回復」の兆しか? そうだといいいけど。

*「ウォーターゲート事件」1972年、当時の大統領、ニクソンの盗聴を、ワシントンポストの新聞記者が暴いた事件。大統領辞任にまで行き着いた。映画『大統領の陰謀』(76/アラン・J・パクラ)参照



2010年の映画マイベスト 10

2010年女性監督ベスト10

by 高野史枝

- ・『ミレニアム 1』
(スウェーデン/ニールス・アルデン・オブレヴ)
- ・『息もできない』(韓国/ヤン・イクチュン)
- ・『クロッシング』(韓国/キム・テギョン)
- ・『キャピタリズム』
(アメリカ/マイケル・ムーア)
- ・『ザ・コーヴ』(アメリカ/ルイ・シホヨス)
- ・『大奥』(日本/金子文紀)
- ・『愛する人』(アメリカ/ロドリゴ・ガルシア)
- ・『モンガに散る』(台湾/ニウ・チェンザー)
- ・『心の魔』(マレーシア/ホー・ユーハン)
- ・『キャタピラー』(日本/若松孝二)

昨年観た映画は、映画評を書き始めてから最少の 112 本。(今まで何とか 150 本は見れていた)映画に飽きたというわけではないが、日本やこの地方の政治状況や日中関係など、現実のほうがめまぐるしく動いてそちらに気持ちを奪われ、映画がまだるっこく感じられてしまったようだ。映画の見方も「現代の状況をどう捉えているか」というところに目が向いてばかり。まあ、こういう時期もあるということかも。

男女平等が進み、女性の社会進出度合いでは日本とは比べ物にならないように見えるスウェーデンでも、女性への憎しみや攻撃がある。『ミレニアム』はそれを暴いている。ヒロインのリズベット・サランデルは最高のヒロインだ。格差の広がりや日本と共通する韓国は『息もできない』で、その生きにくさを実感。北朝鮮という想像を絶する社会の告発『クロッシング』、アメリカでの新自由主義の末路『キャピタリズム』。他国の文化を理解する気のない一人よがり環境団体の内実が分かった『ザ・コーヴ』。現実がヒリヒリと伝わるこの 5 本を興味深く観た。後の 5 本は映画評を書いたもの。それぞれ何か触発されるものがある映画だった。

- ・『ハート・ロッカー』(アメリカ/キャスリン・ビグロー)
- ・『こまどり姉妹がやって来る ヤァ! ヤァ! ヤァ!』(日本/片岡英子)
- ・『フローズン・リバー』
(アメリカ/コートニー・ハント)
- ・『冬の小鳥』
(韓国・フランス/ウニー・ルコト)
- ・『タレントタイム』
(マレーシア/ヤスミン・アハマド)
- ・『隠された日記〜母たち、娘たち』
(フランス/ジュリー・ロペス)
- ・『トイレット』(日本/荻上直子)
- ・『玄牝』(日本/河瀬直美)
- ・『ハーブ&ドロシー』
(アメリカ/佐々木芽生)
- ・『プリンセス・マヤ』
(スウェーデン/テレサ・ファビク)

2010年の快挙はキャスリン・ビグロー監督がアカデミー賞監督賞を受賞したこと。『愛のイェントル』『サウス・キャロライナ』というすばらしい作品を作りながら、性差別が強かった時代の影響で監督賞が取れなかった「バーブラ・ストライサンドの悲劇」を見事くつがえしたビグロー監督に拍手を送りたい。

2010年はドキュメンタリーに女性監督の優れた作品が多かった。中でも『こまどり姉妹がやって来る』は、素朴なつくりながら、姉妹二人の強い絆を描き出して感動的だった。しばらくこまどり姉妹の CD を聴いていました。

あとのどの映画も、結構ヒットした。最近「女性監督の作品」とことさら謳わなくなってきているので、見逃すことも多い。もう女性監督が普通になっているのだ。これは確実にいい傾向だと思う。

資料室

ご意見 /資料コピー請求は下記(川澄)までどうぞ。
tel.fax : 052-681-6727 mail:nenn_ne@qc.commufa.jp

それゆけ女たち No.201

[セクシュアルハラスメントと戦う労働組合ばあぶる]

・12月ミーティング後半報告

小林美佳/著「性犯罪被害とたたかうということ」を読む by よっしー

性暴力の被害者の話をうけとめる第三者がいて、被害者が遠慮なく話せれば被害者は、もっと楽になれると思ひ、心理カウンセラー養成の学校にかよい初め、弁護士会の法律相談センターに転職。メディアに取り上げられると影響は想像以上で多数の温かい連絡があった。とくかく、被害者同士がつながり、声を上げること、声に耳を傾かせることが必要と。

・とほほの役立たず日記 その10・パート考

ここでは、パートタイムとフルタイムは雇用条件がまったくおなじ。私は日本で言うところの「正社員」なのだ。これがはっきり理解できた時、私はほとんど踊りだしていた・・・

・『ひと相手の仕事はなぜ疲れるのかー感情労働の時代ー』を読んで by ち

武井麻子さんの著作。武井さんによれば「感情労働」とは「自分の感情を加工することによって、相手の感情に働きかけることが重要な職務」で、「感情に価値があることがポイント」。

肉体労働、頭脳労働とも異なる第3の労働が「感情労働」。日本には「気が利く」「気配り」感情労働に関わる言葉が多いようにあえて「労働」ととらえられることはない。

アメリカでは笑顔を強要されることは人間として侮辱されることだと抵抗がたかまっているという。反して日本では感情労働は酷使され、看護/介護職はいうに及ばず対人仕事で感情も酷使されている。

(筆者:我が職場もいつのまにやら、利用者をお客さまと呼び、笑顔で挨拶をすることを

強要され、空虚な丁寧語が飛び交っている。休憩室でウサをはらせますが・・・)

VOICE OF WOMEN No. 317,318 [日本女性学研究会]

・エッセイ:家族を超える、 ・エッセイ:女性たちの不可解な言動

・エッセイ:女とフェミニズムをめぐるウラオモテ、 ・パートナーシップ締結式(結婚式) 矢野宗像裕子
お財布別、給料の額はしらない、別居、二人揃って矢野になる提案、掃除・洗濯は別...

女たちの元気流 226号 [おんな労働組合]

・2010第7回レイバーフェスタ OSAKA

1部:長編ドキュメント「女工哀史(チャイナブルー)」農村の少女たちがジーンズ工場で過酷な長時間労働と低賃金で必死に働く。2部:公募ビデオ大阪編「どうしたらいいやろ?空き缶回収禁止」京都の禁止条例が回収業で生活していた人の生活を奪った。

3部:趙博さんのライブ&トーク。西区生まれの在日2世。日韓条約締結により「韓国籍」に。

4部:公募3分間ビデオ東京編「有名人に代わってつぶやいてみた」



【反貧困フェスタ in あいち「女性と貧困分科会」】

集会

貧困はもうたくさん！ 多様で豊かな生き方をめざして

日時

3月13日(日)12:45～15:15

参加団体

女性ユニオン名古屋(働く女性のための労働組合)、かけこみ女性センターあいち(DV被害女性支援)、FICAP(フィリピン女性の自助サークル)、PROUD LIFE(準備会)(セクシュアルマイノリティ、シングルマザーなど多様な生き方を支援)

場所

金城学院大学(名古屋市守山区)
名古屋駅から地下鉄東山線「栄」乗り換え、
名鉄瀬戸線「大森・金城学院大学前」下車徒歩4分
、反貧困フェスタ in あいち実行委員会
名古屋市中村区則武1-10-6 名古屋法律事務所内
052-451-7746 info@hanhinkon-aichi.net



【ウイメンズカウンセリング名古屋 YWCA】

WS

コミュニケーションワークショップ(アサーティブネストレーニング)
～風通しのよい関係づくりのために～集中コース

コミュニケーションワークショップの集中講座です。3日間で自分のコミュニケーションや、気になる人間関係についてじっくり考えてみる機会を持ちませんか。

日時

3月19日(土) 13:30～18:00

20日(日) 10:30～18:00

21日(祝) 10:30～18:00

(3日連続)

場所

定員 10名 参加費 18,900円(YWCA 会員 15,120円)

連絡先

ウイメンズカウンセリング名古屋 YWCA tel052-961-7707 wcnyn@nagoya-ywca.or.jp



【つながれっとNAGOYA】

講座

企画力アップ講座「あなたの企画を実現しよう」

講座や講演会の企画を考え、実施するまでのプロセスを身に付けましょう。そして、アップした企画力で男女平等参画を視点においたぜひ実現しましょう。

講師

上鶴瀬 孝志(かうみせたかし/コピーライター、名古屋学芸大学講師)

日時

4月16日(土)、4月17日(日)両日とも午前10時～12時、午後1時～3時

つながれっとNAGOYA セミナールーム1

定員 先着20名、参加費 2,000円、託児 有り、実費

場所

つながれっとNAGOYA インフォメーション

問合せ

TEL:052-241-0311 FAX:052-241-0312 Email: receipt-tsunagalet@sweet.ocn.ne.jp

